

宮城県監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

令和 6 年 5 月 31 日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏  
宮城県監査委員 佐々木 功 悦  
宮城県監査委員 成 田 由 加里  
宮城県監査委員 吉 田 計

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等  
下記 2 のとおり。

2 監査結果

令和 4 年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項は無く、その他の軽易な事項については団体に注意をしました。

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
宮城県道路公社	6. 1. 16	<p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕及びその他の管理を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,765,000,000 円(出資割合 100.0%) 〔負担金〕 県設立団体の地方職員共済組合員に係る共済費用負担金 5,364,860 円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る令和 4 年度末借入金残高 1,367,000,000 円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>